

事務連絡
令和3年1月12日

一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 殿

総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等について

平素は、情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことに伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（以下「コロナ室」という。）より、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等について留意すべき事項等が別添のとおり示されました。

この中において、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域となっている一都三県）は、飲食店に原則20時までの営業時間短縮を要請すること等とされておりますが、その際に、所管の関係団体からその傘下会員に対して、要請に従っていただくよう周知する等について、コロナ室から総務省へ依頼があったところです。

貴団体におかれましては、本件の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

<本件お問い合わせ先>
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室